

# いずつとでんき 料金定義書

株式会社東急パワーサプライ  
2025年9月1日実施

## 目次

1.	適用.....	3
2.	本定義書の変更 .....	3
3.	定義.....	3
4.	端数処理 .....	3
5.	契約種別 .....	3
6.	申込み.....	4
7.	電気料金 .....	4
8.	契約種別の適用条件および電気料金.....	4
9.	契約種別または適用料金定義書の変更.....	9
10.	契約種別の終了 .....	9
11.	燃料費等調整単価のお知らせ.....	9
12.	いずっと EV に関する特例.....	10
	(1) 申込み .....	10
	(2) 申込みの承諾.....	10
	(3) 電気自動車等の確認.....	11
	(4) 契約種別の変更.....	11
別表 1	燃料費等調整.....	12

## 1. 適用

いずっとでんき料金定義書（以下、「本定義書」といいます）は、当社の電気需給約款【低圧】（以下、「低圧約款」といいます）に基づき、当社の提携事業者である株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下、「伊豆急ケーブル」といいます）のサービスエリアで電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

## 2. 本定義書の変更

当社は、当社の電源調達の状況に適合させるためその他の理由によって、本定義書を変更することがあります。そのとき、その変更は低圧約款の定めに準じて行います。

## 3. 定義

次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、低圧約款に定義される言葉は本定義書においても同様の意味で使用いたします。

### (1) 電気自動車等

電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいいます。ただし燃料電池自動車を除きます）およびプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいいます）をいいます。

### (2) 昼間時間

電気の使用時間帯によって異なる料金率を適用する契約種別において、契約種別ごとに設定される時間帯をいいます。

### (3) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 4. 端数処理

本定義書において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、低圧約款に定めた方法のほか、次の通りといたします。

(1) 燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は四捨五入します。

(2) 調整項 A および調整項 B の端数は処理いたしません。

## 5. 契約種別

本定義書による契約種別は、次の通りといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	いずっと B
	いずっと C
	いずっとナイト

	いずっと EV
電力需要	いずっと低圧電力

## 6. 申込み

本定義書による契約種別の適用をご希望されるお客さま（以下、「申込者」といいます）は、あらかじめ低圧約款、本定義書、いずっとでんき重要事項説明に同意のうえで、原則として希望する契約種別を選択して、所定の申込書、Web フォーム等によって申込みをしていただきます。契約種別を選択されなかったときは、申込者の電気需給設備の状況に応じて、いずっと B、いずっと C、いずっと低圧電力のうち、適合するものを当社が決定いたします。

## 7. 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金、低圧約款別表 1 による再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし、契約種別ごとに定めます。
- (2) 基本料金は、1 月につき規定の料金といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
- (3) 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することといたします。ただし、電気の使用時間帯によって異なる料金率を適用する契約種別の場合には、その 1 月の使用電力量を電気の使用時間帯ごとに集計した使用電力量によって算定することといたします。
- (4) 前項の電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費等調整）による燃料費等調整額を加減いたします。
- (5) 本定義書における契約種別の電気料金は、低圧約款 18 に定める場合に該当するときは日割計算いたします。

## 8. 契約種別の適用条件および電気料金

契約種別ごとの適用条件等および電気料金は、次の通りといたします。

### (1) いずっと B

#### ① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるもの

についても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる恐れがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取付けないことがあります。

④ 基本料金

契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

⑤ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 39 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 64 銭

(2) いずつと C

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

⑤ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 39 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35 円 64 銭

(3) いずっとナイト

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 40 アンペア以上かつ 60 アンペア以下であるもの、または、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアまたは1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします)が50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

いずれも B または C に準じます。

③ 契約電流

契約電流は、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。そのほかはいずれも B に準じます。

④ 契約容量

いずれも C に準じます。

⑤ 基本料金

契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

⑥ 電力量料金

	昼間時間	夜間時間
1 キロワット時につき	32 円 88 銭	24 円 86 銭

なお、いずれもナイトにおける昼間時間は、毎日午前6時から翌日午前1時までの時間をいいます。

(4) いずれも EV

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるもの、または、契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします)が50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるもの

についても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

いずれも B または いずれも C に準じます。

③ 契約電流

契約電流は、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。そのほかはいずれも B に準じます。

④ 契約容量

いずれも C に準じます。

⑤ 基本料金

契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

⑥ 電力量料金

	昼間時間	夜間時間
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 39 銭	25 円 29 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 89 銭	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 14 銭	

なお、いずれも EV における昼間時間は、毎日午前 5 時から翌日午前 1 時までの時間をいいます。

(5) いずれも低圧電力

① 適用範囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において電灯需要（当社の他の約款または料金定義書における電灯需要を含みます）の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）と契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット

以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

③ 契約電力

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、原則として以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,122円00銭
---------------	-----------

⑤ 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	23円81銭	22円23銭

9. 契約種別または適用料金定義書の変更

お客さまが、異なる契約種別または別の料金定義書の契約種別の適用を希望される場合には、契約種別を選択の上で、所定の様式によって申込みをしていただきます。

10. 契約種別の終了

- (1) 当社は、契約種別の一部または全部の提供を終了することがあります。その場合において、当社は、当社ホームページにおいて3か月以上前にお知らせいたします。
- (2) 当社は、適用されている契約種別が終了する場合、終了後に移行する料金定義書および契約種別をお知らせいたします。

11. 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、毎月の燃料費等調整単価を当社ホームページおよび請求書等においてお知らせ

いたします。

## 12. いずっと EV に関する特例

### (1) 申込み

① いずっと EV の適用をご希望される申込者は、下記の事項等を明らかにして申込みをしていただきます。

イ 自動車登録番号または車両番号

(申込み時において所有または使用を見込む場合には、電気自動車等の注文書等、その事実を証するもの)

ロ 車種 (車名)

ハ 型式

ニ 使用者情報

ホ その他、所定の申込書に記載した事項

② いずっと EV の適用をご希望される申込者は、次の条件のすべてを満たすことが必要です。

イ 申込者自らまたは申込者と同一の家屋に居住している家族 (以下、「同居家族」といいます) が、申込者または同居家族の名義で電気自動車等を所有または使用していること若しくはその見込みであること

ロ 電気自動車等の使用者 (以下、自動車検査証における使用者またはその使用者に見込まれる者をいいます) が、いずっと EV を申込みすることについて同意していること

ハ 当社のお客さま専用 Web サイト (マイページ) をご利用いただくこと、およびそれによって使用量、料金等を閲覧することに同意していること

③ いずっと EV の適用は、一つの電気自動車等に対して一つの電気需給契約とします。一つの電気自動車等に対して複数の電気需給契約を申込みことはできません。

### (2) 申込みの承諾

① 当社は、申込者からの申込み内容を確認したうえで、その申込みを承諾するものといたします。

② 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、前項の申込みを承諾しません。また、適用開始後であっても、以下のいずれかに該当することが判明した場合は、(4) に基づいて、契約種別を変更する場合があります。この場合、当社は、申込みを承諾しない旨等を通知します。

イ 12(1)②に規定する条件を満たしていない場合

ロ 低圧約款または本定義書の違反等により、過去に当社による契約種別の変更を受けたことがある場合

- ハ 申込時に入力漏れ、誤記または虚偽の申告等があった場合
- ニ 他人または他人が所有する車両情報若しくは架空の情報を用いて申込みを行った場合
- ホ 電気自動車等の所有者若しくは使用者から本サービスの利用を拒否する旨の申し出があった場合
- ヘ (3)に定める資料を期日までに正当な理由なく提出等しない場合
- ト その他、当社が不相当と判断した場合

(3) 電気自動車等の確認

当社は、当社が必要であると判断した場合、当社に届出た内容の確認を目的として、本人確認資料または対象車両に関する公的証明書類等に関する資料の提出等を求める場合があります。

(4) 契約種別の変更

- ① お客さまが電気自動車等を譲渡した場合等、12(1)②の条件を満たさなくなったときには、その旨を申告いただきます。その場合、当社は、適切な契約種別に変更いたします。
  - ② 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、いずっとEVの適用を終了し、いずっとBまたはいずっとCの適用に変更いたします。
- イ 12(1)②の条件を満たさなくなった場合のほか、12(2)②の各号に該当した場合
- ロ その他、当社が不相当と判断した場合

## 別表1 燃料費等調整

### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0119$$

$$\beta = 0.3806$$

$$\gamma = 0.6543$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (2) 平均市場価格

平均市場価格は、JEPXが公表する東京エリアのスポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 全日（午前0時から翌日午前0時まで）のスポット市場価格の単純平均

E = 昼間（午前8時から午後4時まで）のスポット市場価格の単純平均

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均および昼間のスポット市場価格の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は次の算式によって算定された調整項Aと調整項Bの合計といたします。なお、その単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{調整項 A} = (\text{平均燃料価格} - 19,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{基準単価 A}}{1,000}$$

$$\text{調整項 B} = (\text{平均市場価格} - 17 \text{ 円 } 44 \text{ 銭}) \times \text{基準単価 B}$$

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された調整項 A と、各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された調整項 B との合計によって算定された燃料費等調整単価は、その算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

		期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

燃料費等調整単価の算定に使用する基準単価は次の通りといたします。

基準単価 A	0.167 円
基準単価 B	0.278 円